



学校便り

# 赤山川

うるま市立具志川小学校  
学校便り 第5号  
令和3年10月1日  
発行者 與那嶺 忠

緊急事態宣言解除後も細心の注意をお願いします。

校長 與那嶺 忠

長かった緊急事態宣言も10月1日より全面解除となりました。しかし、コロナウイルスが完全に収まったわけではなく、県としても感染防止期間と位置づけコロナ感染症の拡大防止に努めることとしています。

9月29日の新規感染者は69人と減っていますが、10代が9人、10歳未満が10人と大人に比べて子どもの感染者は多いです。

うるま市をはじめ多くの自治体で満12歳以上のワクチン接種が始まっています。本校でも6年生の数人が接種を終わらせているとの報告も受けておりますが、小学生の場合6年生が対象でそれも満12歳にならないと接種できないことや5年生以下の児童については接種ができないために抗体を持たず、周りの大人が細心の注意を払いながら子どもたちをコロナウイルスから守らなければなりません。

本校においても緊急事態宣言解除をしたからすぐに通常の学校生活に戻せるとは考えておらず、状況を見ながら徐々に戻すことにしたいと思っております。

子どもたちの学力保障も考え、来週月曜日(10/4)から6校時授業を再開しますが、当分の間は朝の始業を8時25分、下校時刻を5校時授業の時は14時15分、6校時授業の時は15時15分とし、部活動についても一旦下校してから部活開始時刻に登校するなど、学校での密の時間を極力避けるようにしたいと思っております。詳細は、昨日(9/30)に配布した文書に記載しておりますので、お読みください。

学校行事に関しては、状況を見ながら対応を考えていきます。その際にはじんじんメールや文書を通してお知らせいたしますので、必ず目を通されたいと思いますようお願い申し上げます。なお、学校に来校する際には必ず健康チェックを行っていただき、少しでも風邪症状や気分がすぐれないなどの症状がございましたら来校を控えていただきますようお願い申し上げます。また、10歳以下の感染者が多いことから、小さなお子様を連れての来校もご遠慮いただきたいと思います。

本校においても朝の健康チェックをはじめ手洗い・マスクの励行、消毒や給食時のつい立の使用などでできる限りの感染予防に努めてまいります。次ページにはうるま市教育委員会より出されました「家庭における新型コロナウイルス感染症拡大予防のお願い」も転記しておりますので、お読みいただきご協力をお願いいたします。

大切なお子様、大切な家族、大切な地域の皆様の命と安全を守るための行動です。ぜひご理解いただき、ご協力をお願いいたします。

ちり取りの寄贈、ありがとうございました。

6年2組の神田愛海さんのお父様より手作りのちり取りの寄贈がありました。本校の子どもたちは本当によく働く子が多く、毎日の清掃活動も率先して行っております。道具が増えるということは子どもたちの活動意欲も増していきます。皆様のご協力のおかげで、本校の子どもたちは健やかに成長しております。本当にありがとうございました。



## 家庭における新型コロナウイルス感染症拡大予防のお願い

うるま市教育委員会より以下の通り感染予防についてのお願ひがあります。昨日(9/30)にじんじんメールでもお知らせしておりますが、内容を転記いたします。

緊急事態宣言期間が明け、県は10月1日から感染抑止期間と位置づける状況の中、ご家庭におきましても、引き続き、新型コロナ感染拡大防止にご協力くださるよう、お願い致します。

感染拡大防止の対応について引き続きご理解頂きますよう、よろしくお願い致します。

### 1 ご家庭での防止策

- (1) 石けんと流水による手洗い、咳エチケット、外出時のマスク着用など感染予防を徹底すること。(同居人に体調不良の者がいる場合には、ご家庭でもマスク着用を。)
- (2) 十分な睡眠、バランスのとれた食事、適度な運動を行い、免疫力を高めること。
- (3) 換気を心がけ、感染予防を徹底すること。
- (4) 不要不急の外出は自粛すること。特に飲食を伴う集まりは、同居家族で。
- (5) 学校から配布する健康観察カードに、毎朝体温等の結果を記録し、学校に提出すること。同居家族についても記入すること。
- (6) 発熱等の風邪症状がみられるときは、かかりつけ医に電話で相談した上で、受診すること。
- (7) 学校にはマスクを着用して登校させること。
- (8) マスクが汚れた場合に交換できるよう、予備マスクも準備してください。

### 2 次のような場合は、必ず学校に連絡し、登校させないでください。(欠席扱いになりません)

- (1) 園児児童生徒本人が、発熱等の風邪症状がある場合、症状がなくなるまで。
- (2) 園児児童生徒本人が、新型コロナウイルス感染の疑いがあり、自宅待機を指示された場合。
- (3) 園児児童生徒本人が、濃厚接触に特定された場合。  
濃厚接触者に特定され、PCR検査を受けた場合、陰性であっても、2週間の自宅待機が必要になります。
- (4) 園児児童生徒本人が、新型コロナウイルスに感染していると診断された場合。
- (5) 同居家族が、医療機関及び保健所から指示され、PCR検査等を受ける場合。
- (6) 同居家族が、濃厚接触者に特定された場合、検査結果が出るまで。
- (7) 同居家族が、発熱等の風邪症状がある場合、症状がなくなるまで。  
※ 同居家族以外で、園児児童生徒が接触した人(祖父母等)の感染が判明したり、園児児童生徒が接触した人が上記(5)から(7)に該当したりする場合は、学校にご相談ください。  
※ 新型コロナウイルスの感染状況に応じては、上記の内容の変更をする場合もございます。その場合は早急にお知らせ致します。